

みんなで考えよう 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）とは

同和地区に居住している、または、同和地区出身という理由で、さまざまな差別を受けたり、基本的人権が侵害されたりしている社会問題です。

明治時代に被差別身分を廃止し、身分・職業を平民同様にするとした「解放令」が出されてから 150 年以上経過しましたが、今なお部落差別は続いています。

部落差別について、「そっとしておけば、差別は自然に消えて無くなる」という考え方が、いまだに多く残っています。

また、「同和地区出身の人に会ったことは一度もない」という人や、「私は部落差別をしたことはないから、部落差別について学ぶ必要はない」と思っている人もいます。

この考え方は、「自分は関係ない」という意識を生み、誤った思い込みや偏見を放置したり、差別を助長したりすることにもつながります。

差別をなくすために、部落差別とはどういう問題かを正しく知ることが大切です。

～ これって部落差別です ～

結婚に関する差別

同和地区出身の人との結婚は反対だ！



就職に関する差別（出身地調査）

うちでは同和地区出身の人は採用しないよ！



差別落書き・インターネットへの書き込み



福岡県部落差別解消推進条例について

福岡県では、現在もなお部落差別が存在することなどを踏まえ、平成 31 年に部落差別解消推進条例を制定しました。

条例では、県の責務や国・市町村との連携、相談体制の充実等について明記し、部落差別のない社会の実現をめざしています。

「自分とは関係ない」ではなく、「自分のこと」として考えてみませんか？

本人にまったく責任がない、出身地や家柄などによる差別は、大変理不尽で許されないことです。「自分には関係ない」「誰か他人のこと」と無関心、無理解でいると、無自覚な差別を行ったり、差別を助長したりすることにもつながります。

【結婚に関する差別】

- 同和地区出身の人との結婚を反対したり、結婚前に相手に無断で身元調査を行ったりするなどの事例が発生しています。
- 結婚は本人同士の意味と合意で成立するものです。

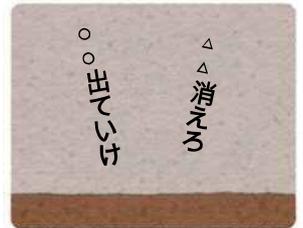


【就職に関する差別（出身地調査）】

- 採用選考にあたり、本人に責任のない「本籍や出身地・住所」、「家族関係や家族の職業」などを質問したり、本人に無断で（身元）調査をしたりすることは、就職差別につながります。
- 採用選考は、出身地や家族の状況ではなく、本人の仕事への適正や能力で決められるべきです。

【差別落書き・インターネットへの書き込み】

- パソコンやスマートフォンなどを使ったインターネット上への「差別書き込み」が深刻な問題となっています。
- インターネットの匿名性を悪用し、部落差別を助長する目的で具体的な地名や団体名、人名などを掲載、誹謗するようなことは、決して許されません。
- 近年でも、公共施設の壁面に同和地区を差別・誹謗中傷する内容の落書きがされるなど、人々の心を深く傷つける事件が発生しています。



【同和問題への無理解や忌避意識など】

「私は部落差別なんかしたことはない」、「差別されている人に会ったこともない」という人や、「同和問題は自分には関係ない」という人は多いかもしれせん。

しかし、被差別当事者の多くは、差別されることを恐れ、身近な人々にも出身地を明らかにできずに苦しんでいます。出身地を明らかにできない社会環境が今も残っているからです。

同和問題をよく学び、理解することで、「同和地区へのかかわりを避けようとする意識（忌避意識）」や「部落差別は、そっとしておけばそのうち無くなる」といった、誤った認識を解消し、誰もが安心して暮らせる社会を築いていきましょう。



もっと知りたいあなたへ

市では、部落差別をはじめとする様々な人権問題に関する研修会や講座を、各地区のコミュニティセンターなどで開催しています。また、その模様の一部はインターネット上で動画配信しています。広報「大野城」、市ホームページなどに開催情報を掲載しますので、ぜひご参加・ご視聴ください。

